

令和 7 年度

足立区国民健康保険運営協議会（第 1 回） 会議次第

開催日時：令和 7 年 10 月 22 日（水）午前 10 時 30 分

開催場所：足立区役所 2 階 庁舎ホール

1 開会（国民健康保険課長）

2 挨拶（勝田副区長）

3 委員の紹介

4 会議録署名委員の指名

5 報告事項

（1）子ども・子育て支援金制度の概要とスケジュールについて

（2）延滞金の徴収および還付加算金の支払い開始について

6 閉会

令和 7 年度 足立区国民健康保険運営協議会（第 1 回）

資料

開催日時：令和 7 年 10 月 22 日（水）午前 10 時 30 分

開催場所：足立区役所 2 階 庁舎ホール

I 報告事項

(I) 子ども・子育て支援金制度の概要とスケジュールについて ····· 1

(II) 延滞金の徴収および還付加算金の支払い開始について ····· 2

II 足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

委員名簿 ······ 1 1

I 報告事項

(I) 子ども・子育て支援金制度の概要とスケジュールについて

令和8年度より、国民健康保険を含む全ての医療保険制度において、子ども・子育て支援金分保険料の徴収が開始される。

なお、保険料率案については令和7年度第2回足立区国民健康保険運営協議会にて諮問予定である。

(1) 概要

「子ども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、少子化対策のため、子ども・子育て施策の給付拡充を図ることとされた。その安定財源確保のため「子ども・子育て支援金制度」が創設された。子ども・子育て支援金は、医療保険を通じて徴収される制度のため、国民健康保険でも子ども・子育て支援金分保険料を徴収する。

(2) 根拠法令

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

(3) 今後のスケジュール

令和7年10月～12月

- ① 国から東京都へ子ども・子育て支援納付金額※の提示
- ② 東京都から都内62区市町村へ子ども・子育て支援納付金額の提示

令和8年2月～3月

- ① 第2回足立区国民健康保険運営協議会にて保険料率案の諮問
- ② 足立区議会へ足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の上程

※ 東京都は国から提示された納付金額をもとに都内各区市町村へ納付金額を提示する。各区市町村は東京都から提示された納付金額を賄うよう保険料率を設定する。

(4) 区民への周知

制度開始に向けて、国保だより（11月号）、区ホームページやあだち広報などで丁寧に周知を行っていく。

(Ⅱ) 延滞金の徴収及び還付加算金の支払い開始について

1 延滞金及び還付加算金事務の実施理由等について

令和8年度の標準準拠システム（※1）の稼働により延滞金及び還付加算金計算等の機能が実装されるため、国民健康保険料の延滞金の徴収及び還付加算金の支払いについて、対応方針を報告する。

※1 標準準拠システムとは、地方公共団体の基幹業務システムを、国が定める標準仕様に適合させたシステムのことであり、業務の効率化、コスト削減、住民サービスの向上を目指す。

(1) 延滞金及び還付加算金に係る事務の実施理由

標準準拠システムの稼働時期に合わせ、法令に則った事務処理を行うため。

(2) 事務を実施する根拠法令

ア 延滞金

足立区国民健康保険条例第22条（地方自治法第231条の3の規定に基づく）

イ 還付加算金

地方自治法第231条の3及び地方税法第17条の4

(3) 対象となる保険料の年度

保険料の年度	延滞金・還付加算金
令和7年度分以前の保険料	対象外とする※2
令和8年度分以降の保険料	対象とする

※2 標準準拠システム稼働に伴い、令和8年度分以降の保険料から延滞金・還付加算金の計算が可能となるため。

(4) 国民健康保険料の延滞金及び還付加算金の推計（令和5年度の場合）

	金額（※1）	件数（※2）
延滞金	16,875,832円	16,875件
還付加算金	42,993円	42件

※1 令和5年度特別区民税の収納額に対する、延滞金及び還付加算金の割合を各保険料収納額に乗じて算出

※2 各金額を1,000円で除して算出

(5) 各区の実施状況（令和7年9月末時点）

延滞金	16区
還付加算金	21区

(6) これまで延滞金及び還付加算金を実施しなかった要因

延滞金及び還付加算金に係る法令等の規定については認識していたものの、複雑な計算が伴い業務システムによらなければ困難であり、現行国民健康保険システムには当該機能が備わっていなかったため。

(7) 実施に向けた経緯

- ア 国民健康保険システム改修経費の費用対効果の面などから、標準準拠システム稼働に合せて、令和8年度に各保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の延滞金及び還付加算金事務を開始することを、令和3年6月に決定した。
- イ 同月に全区議会議員に対し、標準準拠システム稼働に合わせて令和8年度に各保険料の延滞金及び還付加算金事務を開始する旨の情報を提供した。
- ウ 令和6年12月の区民委員会で、標準準拠システム移行に伴う業務変更点として、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に延滞金及び還付加算金の機能が標準装備されることを報告した。
- エ 令和7年6月11日に令和7年度保険料決定通知書に同封される国保だよりで延滞金及び還付加算金開始の周知をした。
- オ 令和7年7月1日の区民委員会で、各保険料の延滞金の徴収及び還付加算金の支払いについて、対応方針を報告した。
- カ 令和7年度分以前の保険料に係る還付加算金については、以下のとおり区ホームページでご案内するとともに、請求があった場合は個別に対応する。

【区ホームページ掲載文】

| お問い合わせ

還付加算金は令和8年度分以降の保険料を対象としていますが、令和7年度分以前の保険料について、これから還付を受けられる場合や以前に還付を受けられた場合で、還付加算金についてご相談がありましたらお問い合わせください。

(8) 今後の方針

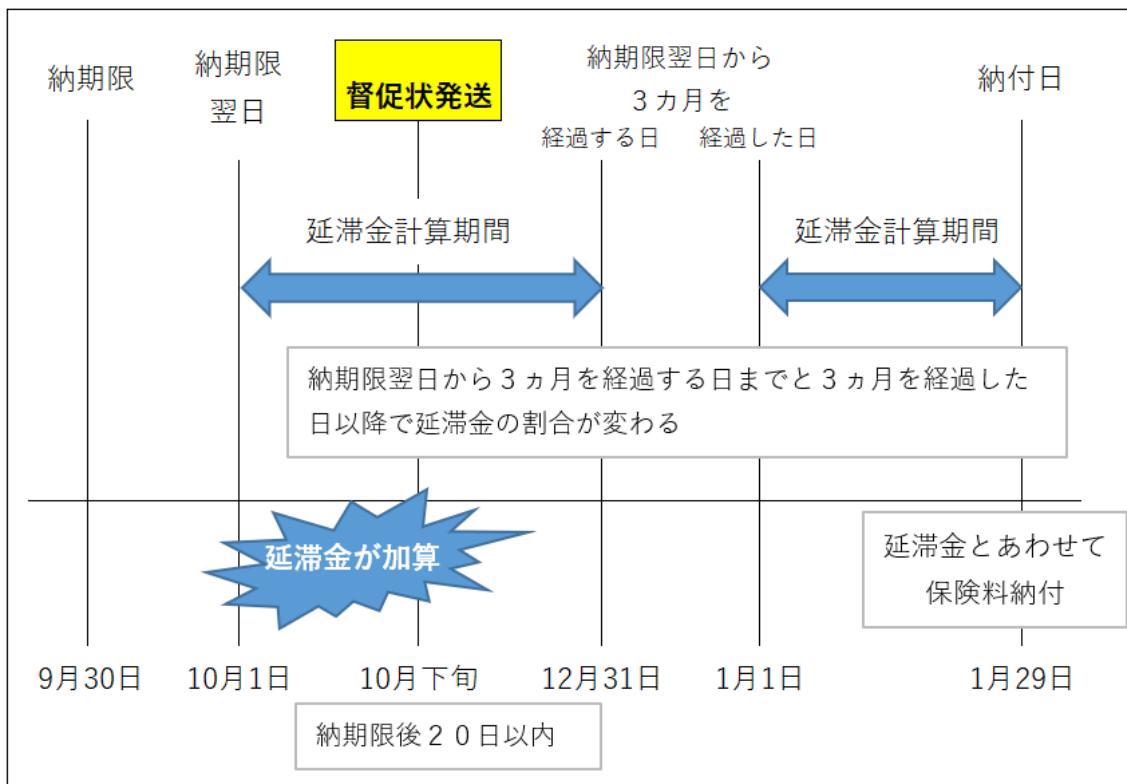
- ア 事務開始に向け、令和7年12月までに区民にわかりやすい要綱等を整備する。
- イ あだち広報及び区ホームページ、国保だより（11月号）により区民へ周知する。

2 延滞金事務について

延滞金は、納期限までに保険料を納めた者と納めなかつた者との間で不公平とならないように課すものであり、納期限までに保険料を納入するよう促す意味もある。

令和8年度分以降の保険料より、定められた納期限までに納められなかつた場合、本来の保険料額のほかに納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じた延滞金を賦課・徴収する。

(1) 延滞金発生から延滞金収納までの事務フロー



(2) 延滞金の計算方法

ア 納期限の翌日から3ヶ月を経過する日までに納付した場合の計算式
滞納保険料額 (ア) × 延滞金の割合 (イ) [A] × 納期限の翌日から納付日までの日数 (ウ) [C] ÷ 365 (エ)

イ 納期限の翌日から3ヶ月を経過した日以降に納付した場合の計算式
【上記アで計算した金額】+ 滞納保険料額 (ア) × 延滞金の割合 (イ) [B] × 3ヶ月を経過した日から納付日までの日数 (ウ) [D] ÷ 365 (エ)

(ア) 延滞金計算の対象となる「滞納保険料額」

- ① 保険料額が2,000円未満の場合、延滞金はかかるない。
- ② 保険料額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(イ) 延滞金の割合（参考）

租税特別措置法第93条第2項に規定する「平均貸付割合」に年1%を加算した割合を「延滞金特例基準割合」という。

なお、当面の間は、この「延滞金特例基準割合」に、[A] の期間は年1%を加算した割合で、[B] の期間は年7.3%を加算した割合で算定する。

	納期限の翌日から3カ月を経過するまでの割合[A]	納期限の翌日から3カ月を経過した日以降の割合[B]
令和5年1月1日から令和5年12月31日まで	年2.4%	年8.7%
令和6年1月1日から令和6年12月31日まで	年2.4%	年8.7%
令和7年1月1日から令和7年12月31日まで	年2.4%	年8.7%

※ 令和8年1月以降の割合は変更となる場合がある。

(ウ) 納期限の翌日から納付日までの日数

納期限の翌日から納付日までの期間の日数である。納期限の翌日から3カ月を経過するまでと3カ月を経過した日以降により延滞金の割合が変わる。

(エ) 計算式中の「365日」

うるう年であっても365日で計算する。

ウ 延滞金額

滞納保険料額に対する延滞金額を計算し、延滞金額が1,000円未満となつた場合は、延滞金は不徴収となる。

延滞金額に100円未満の端数があるときはその額を切り捨てる。

(3) 延滞金の計算例

(例) 令和8年9月期分 100,000円が納期限までに納められなかつた場合

- ・ 納めるべき保険料額 100,000円・・・(ア)
- ・ 納期限 令和8年9月30日
- ・ 延滞金の割合 [A] 2.4% [B] 8.7%・・・(イ)
※ 令和7年の数値を参考に使用
- ・ 納付日 令和9年1月29日 (全額納付)
- ・ 納期限の翌日から納付日までの日数 121日・・・(ウ)
- ・ 納期限の翌日から3カ月を経過するまでの日数 92日[C]
- ・ 3カ月を経過した日から納付日までの日数 29日[D]

【計算結果】

$$(100,000 \text{ 円} \times 2.4\% \times 92 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) + (100,000 \text{ 円} \times 8.7\% \times 29 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) \\ = 1,296 \text{ 円}$$

納付すべき延滞金は 1,200円 (100円未満切り捨て)

3 還付加算金事務について

還付加算金とは、納め過ぎとなった国民健康保険料に対して、一定の利息を加算して返金する制度のこと。

令和8年度分以降の保険料より、還付金が発生した場合は、還付までの期間に応じて還付金の額に一定の割合を乗じて還付加算金を計算する。その結果、還付加算金が生じた場合には還付金額に上乗せして返金する。

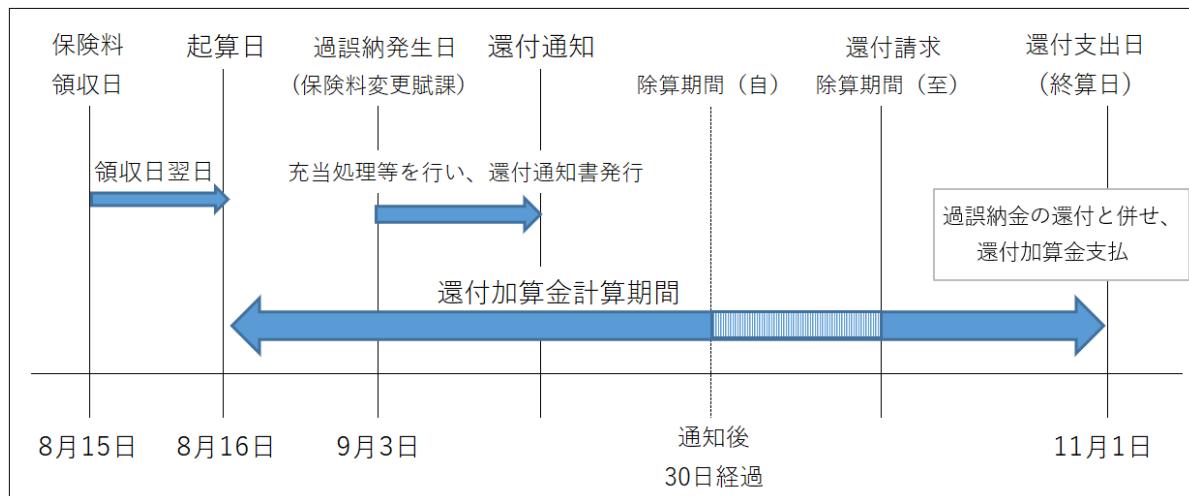
(1) 還付金が発生する主な例

ア 保険料減額により納め過ぎになる場合（過納）

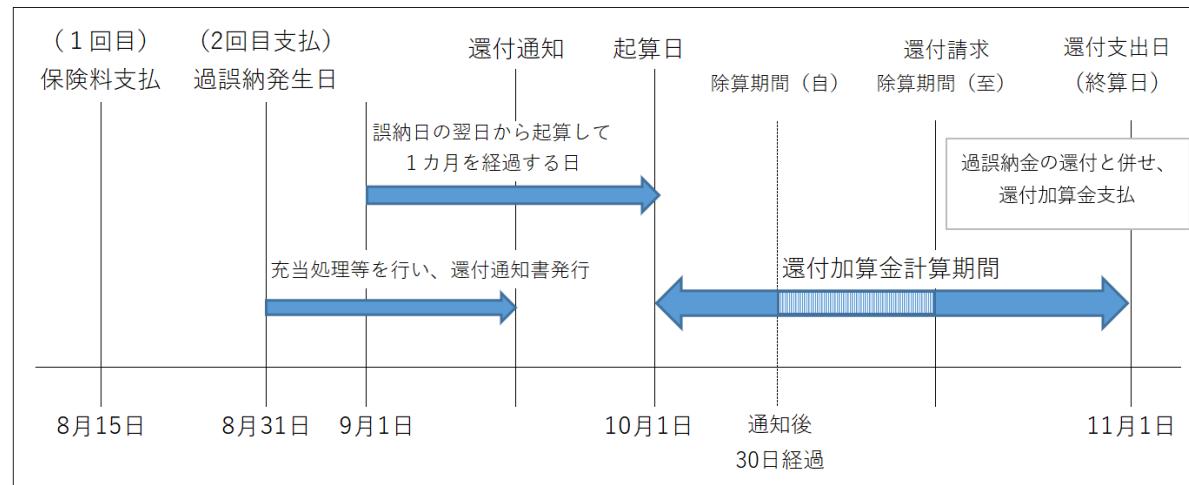
イ 二重納付等の場合（誤納）

(2) 還付加算金発生から還付までの事務フロー

【過納の場合】



【誤納の場合】



(3) 還付加算金の計算方法

ア 計算式

(ア) 還付金額×(イ) 還付加算金の割合×(ウ) 加算日数÷(エ) 365 日

(ア) 還付加算金計算の対象となる「還付金額」

- ① 期別ごとの還付金額が 2,000 円未満の場合、還付加算金は計算されない。
- ② 期別ごとの還付金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(イ) 還付加算金の割合（参考）

当面の間は、租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 0.5% を加算した割合で決まる。

	割合
令和 5 年 1 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日まで	年 0.9%
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 6 年 12 月 31 日まで	年 0.9%
令和 7 年 1 月 1 日から 令和 7 年 12 月 31 日まで	年 0.9%

※ 令和 8 年 1 月以降の割合は変更となる場合がある。

(ウ) 加算日数

過納（保険料減額により納め過ぎ）の場合は納付日の翌日から還付支出決定日まで、誤納（二重納付等）の場合は納付日の翌日の 1 ヶ月後から還付支出決定日まで。

また、還付通知書の発送日から未請求のまま 30 日を経過した場合、31 日目から還付請求日までの日数を除算する。

(エ) 計算式中の「365 日」

うるう年であっても 365 日で計算する。

イ 還付加算金額

期別ごとの還付金額に対する還付加算金額を計算し、合計の還付加算金額が 1,000 円未満となった場合、還付加算金は加算されない。

還付加算金額に 100 円未満の端数があるときは切り捨てる。

(4) 還付加算金の計算例（参考）

（例）令和8年8月期分 660,000円を誤って2回納めてしまった場合

- ・ 還付金額 660,000円・・・(ア)
- ・ 還付加算金割合 0.9%・・・(イ)
※ 令和7年の数値を参考に使用
- ・ 1回目の納付日 令和8年8月15日
- ・ 2回目の納付日 令和8年8月31日（誤納）
- ・ 還付支出決定日 令和8年11月1日
- ・ 納付日（2回目）の翌日の1か月後から還付支出決定日までの
日数 32日・・・(ウ)

【計算結果】

$$660,000 \text{円} \times 0.9\% \times 32 \text{日} \div 365 \text{日} = 520 \text{円}$$

1,000円未満なので、還付加算金は0円。

足立区国民健康保険運営協議会委員名簿

令和7年8月1日現在
 (任期: 令和9年3月31日まで)
 (敬称略・代表区分ごとの50音順)

	氏 名	備 考
被 保 險 者	小島 千恵子	被保険者(推薦)
	齋藤 祐子	被保険者(推薦)
	坂井 成一	被保険者(推薦)
	田中 礼子	被保険者(推薦)
	馬場 伸子	被保険者(推薦)
	宮崎 裕馬	被保険者(公募)
保 險 医 ・ 保 險 藥 劑 師	有野 亨	足立区医師会
	泉谷 明香	足立区歯科医師会
	賀川 幸英	足立区医師会
	倉田 聰	足立区歯科医師会
	山下 俊樹	足立区医師会
	和田 博隆	足立区薬剤師会
公 益	小泉 ひろし	足立区議会議員
	瀬田 富男	足立区議会議員待遇者
	長沢 興祐	足立区議会議員
	淵脇 啓子	足立区議会議員待遇者
	峯岸 茂隆	足立区町会・自治会連合会
	山中 ちえ子	足立区議会議員
被 保 險 者 被 用 者 保 險 等	内沼 勇	大塚商会健康保険組合
	猿田 康悦	ドッドウェル健康保険組合
	田端 直樹	マルハン健康保険組合